

令和2年10月2日

改訂 令和2年10月28日

《 柱材プレゼント（新築住宅支援） 》

1. 事業の対象者・対象物件等について

1-1 申請者（施主）と施工者（工務店等）の住宅建築工事の契約はいつでもよいのか？

→ 令和2年9月4日以降の日付で契約済の住宅が対象です。9月4日より前の日付で契約済の場合は対象外となります。

1-2 モデルハウスや社宅等、法人が施主となっている住宅は対象となるか？

→ 対象外です。個人が施主で、施主自らが居住する住宅が対象です。

1-3 申請後に住宅の設計変更があった場合は届け出が必要か？

→ 補助対象条件内であれば都度の報告は不要です。ただし、事業完了の報告時に変更があった文書等を提出ください。

1-4 施主は県外居住者でも良いか？

→ 今年度中に新築する住宅に居住する方であればOKです。県外居住者の場合は、今年度内に県内に移動した住民票を提出していただきます。

1-5 住宅に居住していることをどのようにして証明・確認するのですか？

→ 通常は必要ありませんが、確認が必要と判断した場合は住民票を提出していただきます。

1-6 店舗兼住宅は対象となるか？

→ 対象外です。

住宅のみが対象となりますので、店舗兼住宅や事務所兼住宅は対象外となります。

1-7 柱プレゼントとリフォーム支援の併用はできるか？ 柱の提供を受け新築した住宅で、外構工事にリフォーム支援を活用できるか？

→ できません。

2. 事業の流れやスケジュールについて

2-1 県木連が発行する交付決定は、申請後何日ぐらいで発行されるのか？

→申請書の内容に問題がなければ、申請書を受け取った日付で交付決定を発行します。

2-2 柱はいつ設置すればよいのか？

→ 県木連が発行する交付決定の日付以降に設置すること。

2-3 報告（工事完了）はいつできるのか？

→ 柱の設置が完了した時点を工事完了とします。その時以降で報告できます。

3. 提供する柱材について

3-1 どのような規格の柱材が対象となるのか？

→ 標準としては通常（当事業を活用しない場合）使用する規格の柱材と同等のものを提供させていただきますが、下記条件に合う県産材であればどのようなものでもかまいません。

《寸法》 断面の一边が10.5cm～12.0cmで、長さの制限はありません。

《材面の品質》 特等、無節、並材などなんでもOKです。

3-2 乾燥材でも未乾燥材でも良いのか？集成材は？

→ 県産材であれば、人工乾燥材・天然乾燥材（自然乾燥）・未乾燥材でも集成材でもOKです。乾燥以外の加工処理、たとえば保存処理（薬剤注入）やプレカット等の加工賃は対象外です。

3-3 樹種は？

→ スギ・ヒノキ・広葉樹等なんでもOKです。

3-4 どの製材工場で製材されたものでもよいのか？

→ 県内の工場であれば、どこで製材・加工された柱材でもかまいません。

3-5 自分の山の木材を使いたいのですが、補助は受けられますか？

→ 電話やメールでご相談ください。

4. 提出書類等について

4-1 提出する契約書は、詳細も必要か？

→ 施主と施工者両名の氏名と現住所、新築する住宅の住所と契約日が確認できるページがあればOKです。それ以外の部分、約款等は必要ありません。

4-2 図面はどのようなものを提出すればよいか？

→ 平面図、立面図と、柱の配置がわかるもの、延床面積が記載されているものを提出ください。

4-3 「構造材」とは具体的にどの部材ですか？

→ 次のものは必ず入れてください。

柱、梁桁、土台、大引、母屋、束、筋交